

京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画案の説明会の開催について

まちづくり環境委員会
令和7年8月4日
鉄道・都市づくり部 資料5番
所管 鉄道・都市づくり課

1 都市計画案の説明会の開催について

京急蒲田センターエリア北地区では、まちづくりの計画が具体化したことを受け、大田区において都市計画原案の説明会を令和7年5月9日・11日に開催し、都市計画原案の縦覧および意見書の受付を行いました。このたび、地域の皆様からいただいたご意見を参考に都市計画案を作成いたしました。

つきましては、都市計画法第17条に基づき都市計画案の縦覧および意見書の受付を行うとともに、都市計画案の説明会を開催しますのでご報告いたします。

1 説明会について

日 時 ① 令和7年8月30日(土) 午前10時30分から正午まで
② 令和7年9月 1日(月) 午後7時から午後8時30分まで

開催場所 蒲田地域庁舎(蒲田東特別出張所)5階大会議室

内 容 京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業および関連する都市計画案の内容説明

2 説明会の周知方法について

区報、区ホームページ、開催案内の送付(約4,500通) 等

3 縦覧について

期 間 令和7年8月20日(水)から令和7年9月3日(水)まで

場 所 大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり課 ※区ホームページでも閲覧可

4 意見書の提出について

期 間 令和7年8月20日(水)から令和7年9月10日(水)まで

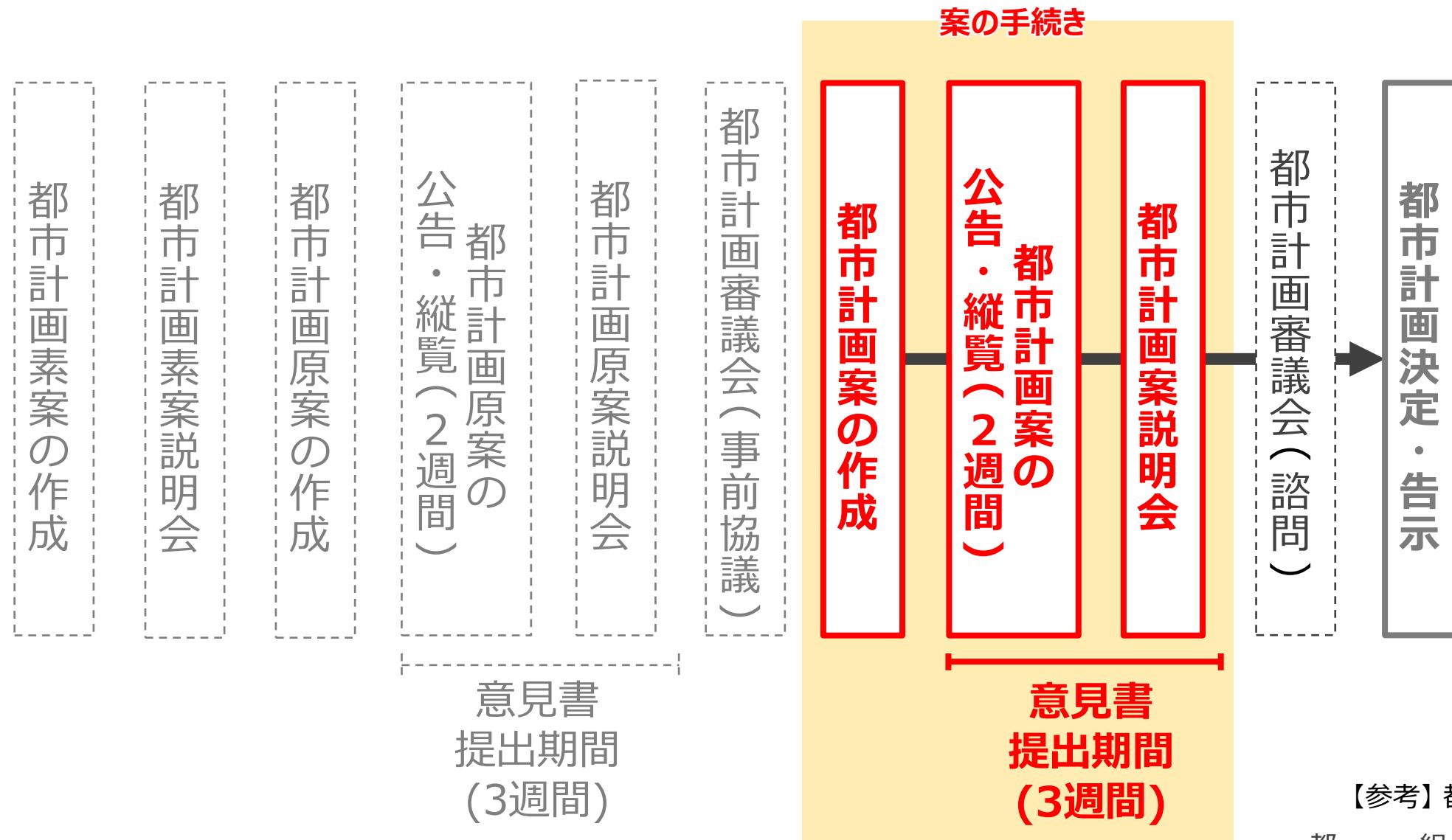
対 象 者 大田区にお住まいの方、利害関係者(区域内の土地所有者、建物所有者など)

提 出 方 法 鉄道・都市づくり課窓口へ持参、郵送(消印有効)、FAX、電子申請

京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画案の説明会の開催について

2 今後について

・・・都市計画決定までの流れ



【参考】都市計画決定以降の流れ

